

時代に対応した広域連携のあり方について

政策研究大学院大学副学長・教授
横道清孝

平成の大合併が終了した現在、市町村は新しい広域連携の時代に入った。その新しい広域連携は、少子高齢化や人口減少が進む中で、如何に住民サービスを維持しつつ新しい行政ニーズに対応していくかという課題に対応するためのものであり、そのあり方は、これまでの一部事務組合等の広域連携の蓄積の上に立ち、また、平成の大合併により変化した市町村の体制を踏まえて、地域ごとに市町村が必要に応じ、多様な分野で多様な形の連携を、環境の変化に応じて柔軟に見直しを行いながら実施している姿であろう。広域連携の制度は時代の要請に応じて創設され発達してきたものであり、このような新しい広域連携の姿を実現するための新しい広域連携の仕組みの制度化が求められている。

はじめに

基礎自治体には、少子高齢化・人口減少という厳しい環境のなかで、行政サービスの維持と新しい行政ニーズへの対応が求められている。市町村間の広域連携は、そのための有効な手段の1つであり、2010年をもって平成の大合併が終了し合併が一段落した現在、市町村は新しい広域連携のあり方を模索する時代に入った。また、国には、時代に対応した新しい広域連携制度の開発が求められている。

1 現在の広域連携制度

地方自治法には、広域連携の制度として一部事務組合、広域連合、協議会、機関等の共同処理及び事務の委託の5つの方式が規定されている。

一部事務組合及び広域連合（いずれも組合制度）は、基礎自治体とは別の法人（特別地方公共団体）を作り、その法人によって事務の共同処理を行うものであり、協議会、機関等の共同設置及び事務の委託は、そのような特別の法人を作らないで事務の共同処理を行うものである。このうち、最もよく用いられているのは、前者の方式では一部事務組合であり、後者の方式では事務の委託となっている¹。

¹ 総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調の概要（平成24年7月1日現在）」参照。

